

越谷市地域防災計画〔資料編〕の更新について（1/3）

■ 自主防災組織育成費補助金交付要綱の更新

①防災備蓄倉庫設置費補助事業

設置する土地の条件次第では、建築確認が必要となる場合があり、その費用負担が課題であったことから、建築確認等手続きに係る費用を補助対象とした。

②備蓄資器材購入費補助事業及び非常用食料・保存水購入費補助事業

既存の防災資器材購入費補助事業を備蓄資器材購入費補助事業に統合するとともに、自主防災組織から要望を踏まえ、蓄電池やエレベーター用防災キャビネット等、対象品目を追加した。また、補助率を見直すとともに、自主防災組織の規模に応じた補助金額とするため、世帯割を導入した。

③自主防災組織リーダー育成支援費補助事業

地域防災力の更なる強化を図るため、防災士資格の取得費用の一部を補助する、自主防災組織リーダー育成支援費補助事業を新設した。

1

越谷市地域防災計画〔資料編〕の更新について（2/3）

■ 越谷市災害対策本部要綱の更新

越谷市災害対策本部要綱及び別表について、組織改正による変更を反映し、事務分掌及び文言等を見直した。

■越谷市における災害対策活動の実施に関する要領の更新

越谷市における災害対策活動の実施に関する要領に風水害警戒本部の設置を追加した。

また、組織改正による変更を別表に反映した。

2

越谷市地域防災計画〔資料編〕の更新について（3/3）

■ 要配慮者関連施設一覧の更新

水防法では、洪水浸水想定区域の指定があった場合、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を市町村の地域防災計画に定める必要がある。

また、地域防災計画に定められた施設は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成しなければならないと規定されている。

要配慮者利用施設の所管課と連携し、地域防災計画に定める施設を見直した。

現状【令和4年1月1日時点】

学校	65施設
社会福祉施設	576施設
病院・診療所	32施設



更新後【令和7年1月1日時点】

学校	63施設
社会福祉施設	634施設
病院・診療所	32施設